

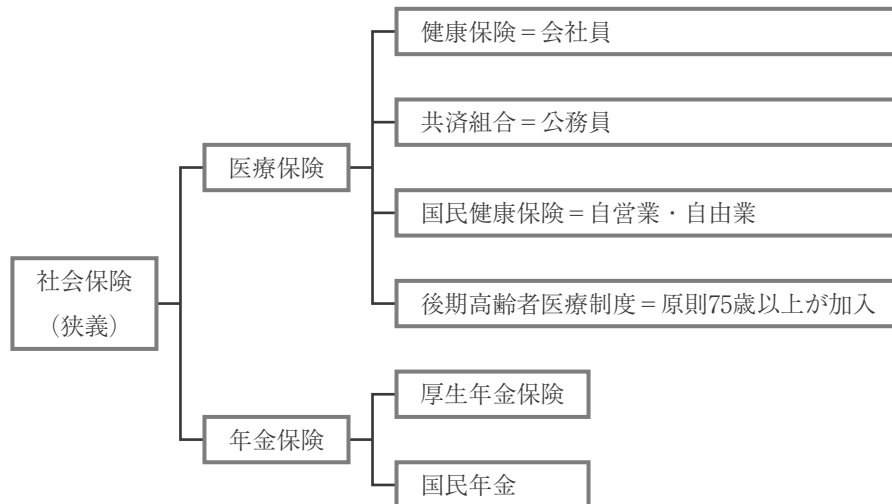
第 1 章 健康保険法

§ 1 総 則

① 健康保険法とは

解 説

健康保険は、病気・けがをしたときや、出産・死亡したときなど不時の出費に備えて、会社員が保険料を出し合い、これに事業主も負担して、いざというときに医療サービスや現金での給付を行い、生活の安定を図る目的で作られた社会保険制度である。



② 目 的

(法 1 条)

健康保険法は、労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

解 説

1. 業務災害とは

労働者災害補償保険法に規定する業務災害をいう。

2. 被扶養者

ア 被扶養者とは

被保険者の配偶者や子などの扶養家族で一定のものをいい、この被扶養者の病気やけがなどに対しても、保険給付が行われる。

イ 被扶養者に対する保護の必要性

